

平成 23 年度 第 1 回 可児市都市計画審議会

平成 23 年 11 月 4 日（金） 午後 1 時 00 分

可児市役所 5 階第 1 委員会室

議事

議第 1 号 可児都市計画汚物処理場の変更について

・・・ 1 頁

可児市都市計画審議会条例 (別冊資料 1)

可児市の都市計画について (別冊資料 2)

可児市都市計画審議会の会議運営について(取扱い基準) (別冊資料 3)

可児市情報公開条例(抜粋) (別冊資料 4)

議第 1 号

可児都市計画汚物処理場の変更（可児市決定）

都市計画汚物処理場中、2号桜ヶ丘汚物処理場を廃止する。

名 称		位 置	面 積	処理能力
番号	汚物処理場名			
2	桜ヶ丘 汚物処理場	可児町大字 大森字藤藪	1.0ha	5,500 人/日

理 由

当汚物処理場は、住宅団地造成に伴い、団地区域内の環境保全と関係流域の汚染防止を図り、衛生的で快適な生活環境をつくるため、区域内の汚物処理施設として、昭和 54 年 12 月 19 日に都市計画決定した。

その後、可児市公共下水道の整備が進み、当該区域において公共下水道が供用開始され、当汚物処理場におけるすべての汚物処理を終えたため廃止する。

都市計画汚物処理施設変更位置図



計画区域図

